

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年4月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100133号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200003号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成23年12月15日、平成24年6月15日、平成24年12月17日及び平成25年6月14日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年6月17日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成15年9月
③ 平成15年12月
④ 平成16年6月
⑤ 平成16年10月
⑥ 平成16年12月
⑦ 平成17年6月
⑧ 平成17年10月
⑨ 平成17年12月
⑩ 平成18年6月
⑪ 平成18年10月
⑫ 平成18年12月
⑬ 平成19年6月
⑭ 平成19年10月
⑮ 平成19年12月
⑯ 平成20年10月
⑰ 平成22年6月
⑱ 平成22年10月

- ⑱ 平成 23 年 10 月
- ⑳ 平成 23 年 12 月 15 日
- ㉑ 平成 24 年 6 月 15 日
- ㉒ 平成 24 年 10 月
- ㉓ 平成 24 年 12 月 17 日
- ㉔ 平成 25 年 6 月 14 日
- ㉕ 平成 25 年 10 月
- ㉖ 平成 26 年 6 月 17 日

A社から支払われた請求期間①から③まで及び⑤の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。また、請求期間④及び⑥の標準賞与額は実際に支給されていた賞与額より低額である。請求期間①から⑥までについて、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 請求期間⑳、㉑及び㉓について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、賞与の振込口座に係る普通預金元帳の写し（以下「普通預金元帳」という。）によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、請求期間㉔について、普通預金元帳及び請求者から提出された給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）によると、請求者は当該事業所からオンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払を受け、当該賞与からオンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間㉑、㉒、㉓及び㉔の標準賞与額については、普通預金元帳及び源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（請求期間㉔に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間㉑、㉒、㉓及び㉔について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 請求期間㉖について、普通預金元帳及び当該事業所の業務委託先である会計事務所から提出された所得税源泉徴収簿の写し（以下「源泉徴収簿」という。）によると、請求者は、当該事業所からオンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたものの、当該賞与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間㉖に係る標準賞与額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの、普通預金元帳及び源泉徴収簿により確認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、請求期間㉖の訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金

保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑩、⑫及び⑮について、請求者から提出された預金通帳の写し、普通預金元帳及び源泉徴収票によると、請求者は、当該事業所から賞与の支払を受けていたものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

このほか、請求者の請求期間⑩、⑫及び⑮における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑩、⑫及び⑮について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 請求期間①から⑮まで及び⑰から⑲までについて、請求者及び当該事業所は、当時の資料を保管していない旨回答している。

また、請求者が、賞与の振込先として挙げた金融機関は、請求期間①から⑲までに係る預金取引状況は確認できない旨回答していることから、請求期間①から⑮まで及び⑰から⑲までについて、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間①から⑮まで及び⑰から⑲までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①から⑮まで及び⑰から⑲までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100133号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200003号

【標準賞与額に係る訂正】

		1	2
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成23年12月15日	記録なし	8万3,000円	—
平成24年6月15日	記録なし	8万3,000円	—
平成24年12月17日	記録なし	10万円	—
平成25年6月14日*	8万円	8万1,000円	—
平成26年6月17日	8万1,000円	—	10万円

※ 平成25年6月14日の標準賞与額については、賞与支払日を平成25年6月30日から同年同月14日に訂正の上、標準賞与額を8万円から8万1,000円に訂正を行う。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100197号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2200003号

第1 結論

昭和56年12月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月から昭和59年3月まで
請求期間について、昭和56年12月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、郵便局の窓口で国民年金保険料を納付してくれていたが、国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間について国民年金に加入している必要があるところ、請求者が唯一所持する年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、平成元年4月1日と記載されている上、これは請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得日と一致しており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者は、母が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者及びその前後の同手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日(平成2年3月8日)により、平成2年3月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったほか、請求期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料について、A市内の郵便局で納付書により毎月納付していた旨述べているが、A市において、現年度の保険料を郵便局で納付することが可能となったのは平成5年4月である上、同市の納付書については、昭和60年3月以前の保険料は3か月ごとに納付する様式であり、昭和60年4月の保険料から毎月納付する様式が採用されていることから、請求者の母が述べている状況とは符合しない。

加えて、A市が毎年度作成していた国民年金被保険者名簿を確認したものの、請求者については、請求期間に係る同名簿が作成されておらず、同じくA市が作成した請求者に係る国民年金過年度納付記録簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の国民年金の加入記録及び国民年金保険料を納付した記録はない。

このほか、請求者及び請求者の母が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。